

高知県立月見山こどもの森指定管理者事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 高知県立月見山こどもの森の指定管理者が行う管理運営の状況を適切に評価し、以後の高知県立月見山こどもの森の管理運営の改善に資するため、「高知県立月見山こどもの森事業評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(業務)

第2条 委員会は毎年度終了後に、指定管理者が実施した当該年度における高知県立月見山こどもの森の管理運営及び事業実施の状況を評価する。

(組織)

第3条 委員会は、地元活動団体や利用者代表者等のうちから林業振興・環境部長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員は5名以内とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理する。

(会議)

第4条 委員会は、林業振興・環境部長が招集する。

- 2 委員の過半数の出席をもって成立し、委員長がその議長となる。
- 3 委員は、会議を欠席する場合において意見を書面で提出することができる。

(評価の対象及び方法)

第5条 委員会は、毎年度終了後に、指定管理者が実施した当該年度における高知県立月見山こどもの森の管理運営及び事業実施の状況を、別に定める「高知県立月見山こどもの森指定管理者事業評価基準の考え方」に基づき評価を行う。

(評価結果の報告)

第6条 委員会は、評価を取りまとめ、その結果を高知県知事に報告する。

(委員の任期)

第7条 委員は毎年度の評価ごとに委嘱するものとし、その任期は承諾のあった日から当該年度評価が終了するまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、林業振興・環境部環境共生課で行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。